

第2次犯罪被害者等基本計画(仮称)案における主な施策

《手順》

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援
団体を対象とした要望聴取会を開催

把握した要望について

基本計画策定・推進専
門委員等会議で検討

第2次計画：平成23年4月～平成27年度末(5か年)

第1 損害回復・経済的支援等への取組

- ・弁護士等との打合せにカウンセラー等を同席させることに対する日本司法支援センターによる支援についての検討(法務省)(2年以内)
- ・犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省)(3年以内)
- ・カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、文部科学省)(2年以内)
- ・地方公共団体による見舞金制度等の導入促進(内閣府)
- ・生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討(厚生労働省)(1年以内)
- ・性犯罪被害者の医療費の負担軽減(警察庁)
- ・医療保険の円滑な利用の確保(厚生労働省)
- ・公営住宅への優先入居等の推進(国土交通省)
- ・緊急に居住場所を確保するために要する費用の負担軽減(警察庁)
- ・被害回復のための休暇制度の周知・啓発(厚生労働省)

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供(厚生労働省)
- ・精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進(厚生労働省)
- ・交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等(国土交通省)
- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実(警察庁)
- ・医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備(厚生労働省)
- ・性犯罪被害者対応における看護師・助産師等の活用(厚生労働省)
- ・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進(内閣府、警察庁、厚生労働省)
- ・配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)(3年以内)

第3 刑事手続への関与拡充への取組

- ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進(警察庁)
- ・被害者参加人への旅費等の支給に関する検討(法務省)(2年以内)
- ・被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討(法務省)(被害者参加人の旅費等と併せて検討)
- ・仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討(法務省)(3年以内)

第4 支援等のための体制整備への取組

- ・市町村における窓口部局の確定状況の定期的な確認等(内閣府)
- ・男女共同参画センターにおける性犯罪被害者支援の取組の促進(内閣府)
- ・性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実(文部科学省)
- ・コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援(内閣府、警察庁)
- ・更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実(法務省)
- ・性犯罪被害者に関する調査の実施(内閣府)
- ・民間団体の財政的基盤充実への協力(内閣府)
- ・「研修カリキュラム・モデル案」の内容の充実(内閣府)
- ・地方公共団体と民間の団体との連携の促進(内閣府)
- ・犯罪被害者等早期援助団体に対する指導(警察庁)

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進(内閣府、文部科学省)
- ・中学生・高校生を対象とした講演会の実施(警察庁)
- ・地方公共団体に対する犯罪被害者等が参加・協力する啓発事業実施の要請(内閣府)
- ・「犯罪被害者週間」に合わせた集中的啓発事業の実施(内閣府)

※ 赤字は検討を要する施策の検討期限(目途)